

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第89回理事会

平成18年11月

第89回 女性のためのアジア平和国民基金理事会

11月 6日 (月)

スクワール麹町 寿

18:00~21:00

【1】定足数報告

【2】議事録署名人選出

【3】事務局報告

1. インドネシア事業報告

【4】議題

1. 感謝の会
2. 残余金の処理
3. アフターケア問題
4. 韓国問題

資料

ページ

【事務局報告】

- | | |
|---------------|-----|
| 1. インドネシア事業報告 | 1-6 |
|---------------|-----|

【議案事項】

- | | |
|-----------|------|
| 1. 感謝の会 | 7 |
| 2. 残余金の処理 | 8 |
| 3. 韓国問題 | 9-14 |

- I 日 時 平成 18 年 10 月 3 日(火)～10 月 7 日(土)
- II 出張者 和田春樹専務理事・事務局長、岡樓業務部長
- III 訪問先 ジャンピ州社会福祉事務所、ジャンピ州アザカリヤ高齢者福祉施設、同州プディルフー
高齢者福祉施設、インドネシア社会省、ジャワ州ボゴール高齢者福祉施設
- III 内 容

1 ジャンピ州社会福祉事務所への訪問(1 回目)

(1) 訪問日時:2006(平成 18)年 10 月 4 日(水)

(2) 出席者:

訪問者: 和田、岡、社会省エルニタ・カバン担当官

面談相手: イディリス所長、リトワ所員、パイソワ所員

(3) 内容:

イディリス所長より、ジャンピ州高齢者福祉施設に対する基金の支援について、謝意が述べられた。和田事務局長からも、基金事業に対する同事務所の配慮と協力について謝意を述べた。(同州の施設視察の全行程に所員が同行し、視察終了後に再度同事務所を訪れて報告と意見交換を行った)。

2 高齢者福祉施設への訪問

(1) 高齢者福祉施設「Azzakariyah」(アザカリヤ)

① 訪問日時:2006(平成 18)年 10 月 4 日(水)

② 訪問者: 和田、岡、通訳、社会省エルニタ・カバン担当官、ジャンピ州社会福祉事務所リトワ職員

③ 面談者: カリドゥ施設長、他スタッフ

④ 場所について:

スマトラ州ジャンピ県、ジャンピ市内中心部から約 400km、車で 5 時間くらいの山中にある。幹線道路沿いではあるが、ぽつんと孤立した形で存在しており、周囲に住宅は少なく、店や公的機関がある気配はない。

⑤ 施設について ※調査票別添

- 約 100 名の入居者が、施設の庭先に整然と並んで出迎えてくれた。施設長より、基金の支援について謝意が述べられた。「Azzakariyah」(アザカリヤ)とは、施設長の祖父がこの施設の設立者の名前。106 歳という長寿であったとのこと。民間運営。
- 元々施設全体で約 180 名の男女高齢者が暮らしていたが、火災で一部施設が焼け落ちたことにより、80 名ほどが家族に引き取られ、現在は約 100 名が暮らしている。80 名を呼び戻すために仮設住宅を建築中であるが、資金不足で中断している。
- 基金の支援により建設された新規施設は、同じ敷地内の既存施設の隣にある。新規施

設には11名の女性が暮らしている。残り90名が暮らしているのは、古い板を簡単に組んだ、間口奥行きとも人間の身長ほどの極めて貧しい小屋で、既存施設と新設施設の間に著しい落差があった。

- 入居費は無料。宗教的活動(祈り)を目的とした施設で、生活は宗教団体等からの寄付と、入居者家族や近所の人々が提供するものによりまかなわれている。敷地内で野菜や果物を栽培している。スタッフは全員ボランティア。

(2) 高齢者福祉施設「Budi Luhur」(ブディ・ルフル)

- ① 訪問日時 2006(平成18)年10月5日(木)
- ② 訪問者: 和田、岡、通訳、エルニタ・カバン担当官、ジャンピ州社会福祉事務所リトワ職員
- ③ 面談者: グナワン施設長、他職員
- ④ 場所について:
スマトラ島ジャンピ市内の中心地より車で20分程度のところにある。店や住宅が集まったにぎやかな地域。
- ⑤ 施設について ※調査票別添
 - 「Budi Luhur(ブディ・ルフル)」とは、「良い人柄」という意味。ジャンピ州による公営。
 - 公営ということもあり、堅固な建築の立派な施設と見受けられた。既存の施設群の中、三箇所に点在する形で新規建設。基金支援の建物の壁は緑色に塗られ、他の建物の白壁と区別されている。基金の名前を掲げた看板がかかっていた。
 - 基金支援の新規施設には、11名が入居している。希望者が多く全員を受け入れられず、戦争時代の被害者という条件を優先している。本来15名が入居可能であるが、資金不足により11名にとどまっている。エルニタ社会省課長は、空室を一部有料にして入居者を募ってはどうかと提案した。

3 ジャンピ州社会福祉事務所への訪問(2回目)

- (1) 訪問日時: 2006(平成18)年10月5日(木)
- (2) 出席者:
訪問者: 和田、岡、社会省エルニタ・カバン担当官
面談相手: イディリス所長、リトワ所員

(3) 内容:

上記に挙げたジャンピ州管轄の高齢者福祉施設を視察したのち、再度ジャンピ州社会福祉事務所を訪問し、視察結果の報告と意見交換を行った。和田事務局長はイディリス所長に対し、いずれの施設も立派に運営されていることを伝え、さらに、アザカリヤ施設の火災にあった建物の再築、ブディ・ルフル施設の資金不足により満室にできない事情について、なんらかの配慮と支援をお願いしたいと述べた。

4 インドネシア社会省との協議

(1) 訪問日時:2006(平成 18)年 10 月 6 日(金)

(2) 出席者:

訪問者: 和田、岡、菅田泰弘在インドネシア大使館一等書記官

面談相手:スハルノ社会省福祉厚生総局秘書官(※マクムール総局長が出張中のため代理出席)、シアニパル社会省福祉厚生総局高齢者福祉局長、エルニタ・カバン担当官、ほか財務担当官など 3 名

(3) 内容:

- 冒頭、和田事務局長より、これまでの基金事業の運営管理と、施設視察に関する社会省の協力について謝意を述べた。
- 社会省側より、基金事業の進捗について以下のように説明がなされた。各施設進捗については別添リスト参照。進捗 0%「調整中」とあるのは、競争入札を行っている最中の箇所で、これらは遅くとも年明け 1 月には建築が始まっている予定である。工期が遅れることのないよう気をつけており、万が一遅れることがあれば、資金を引きあげて他へ回すことも考えると、各所に警告してある。建築の進捗に応じ、25%、50%または 80%、100%という三段階に分けて費用を支払うようにしている。
- (続き)インドネシアでは最近、公的事業に対する入札制度を取り入れ、これを奨励している。その結果、余剰金が発生している箇所もあるが、こうした場合の規則にそって、入居者人数を増やしたり、施設の質を高めたり備品を購入したりと、有効に活用している。余剰金は西ヌサトゥンガラ州では予算の約 15%、西ジャワ州では約 3%発生したと。
- (続き)これら施設は一旦インドネシアの国有財産となり、完成後に地方自治体や民間団体に「譲渡」という形をとることとなる。全土で 235 箇所の高齢者福祉施設のうち、69 箇所(約 30%)が基金支援によるもの。
- 和田事務局長より、視察した 2 件の施設について報告を行った。いずれの施設も立派に運営されていることを伝え、さらに、アザカリヤ施設の火災にあった建物の再築と中断、プディールフル施設の予算不足による定員割れ問題について、なんらかの配慮と支援をお願いしたいと述べた。また、高齢者対策は日本においても恒常的な問題であり、インドネシアで見聞した支援体制は、日本でも見習いたい点が多くあったと述べた。
- 和田事務局長より、12 月末を目処に、すべての施設に関する報告書(英文で)を作成してもらいたいと依頼した。項目は、各施設の場所や規模、公営か民営か、開始年、利用者について、社会省から見た評価など。添付資料として、写真(施設の写真―建築途中でも可、および基金の名前が入った看板)、施設がインドネシア全土にどのように点在しているかを示した地図。
- 和田事務局長より、基金解散後にもインドネシア側が追加の事業を希望されるのであれば、基金としても外務省と在インドネシア大使館に対し強く希望し、草の根無償援助等での実施を想定しての交渉を取り次ぐ考えがあることを伝えた。これに対し社会省側より、(1)当事業は日本とインドネシア間の MOU により施設を建設したが、かねてより個人に対する補償の要望がある、(2)インドネシアでは社会保障システムを推進中であるが満足には機能しておらず、受給

者の人数を増やしたいとの要望がある、これら二点について今後相談していきたいと述べた。これに対し和田事務局長より、個人を対象とした事業は草の根無償援助では不可能であろう、但し施設や備品に関する支援であれば可能であろうと述べた。

- これに関し和田事務局長より、ジョグジャカルタ地域の施設建設はどうかと述べた。というのも、インドネシアにはマルディエムさんという有名な元慰安婦の方がおられ、日本政府と基金に対し個人補償を訴えてこられた。ジョグジャカルタの施設への入居を勧めたが、本人はあくまで個人補償要求を貫きたいとのことであった。これに対し社会省側は、ジョグジャカルタにはすでに州の施設が2件あり、本人が希望されるのであればすぐにも入居可能であると述べた。
- 会議終了後、別室にて市民団体からの要望書の山を見せられた。主に兵補協会からで、中には従軍慰安婦の文字も見られた。前任者はこれら市民団体の要望を門前払いしていたが、いまでは面談し、きちんと説明した上でできないことを理解してもらうようにしている、とのことであった。
- インドネシア政府が、草の根無償援助の話で元慰安婦個人への補償の可能性に言及したことや、補償を求める市民団体との対話を継続的に行っていること、電話での会話から感じられた「幸福に向かう船」財団との付き合い方などから、かつて基金と市民団体が直接接触することさえ禁じられていたことを思い返せば、この10年でインドネシア政府の態度は確実に民主化の方向へ変化してきているとの印象を受けた。

5 建築途上施設の視察「幸福に向かう船」財団運営の施設(ボゴール)

(1) 訪問日時:2006(平成18)年10月6日(金)

(2) 出席者:

和田、岡、社会省エルニタ・カバン担当官、菅田泰弘在インドネシア一等書記官、
「幸福に向かう船」財団ピンタリ二理事長、ほかスタッフ

(3) 内容:

インドネシア社会省との会議の席上、この日の午後の時間を使ってプカシ施設に基金側を案内したいとの申し出があった。基金が同施設を訪問するには、「幸福に向かう船」財団のピンタリ二理事長とのアポイントメントを調整する必要があり、その場でシアニバル局長がピンタリ二理事長本人に連絡をとった。すると理事長は、同財団が運営する完成間近のボゴールの施設に、基金側を案内したいとのことであった。午後予定していたアポイントメントは急遽再調整され、このあとボゴールの施設に向かうことになった。

- この施設は、ヌールシャバニ議員と同財団が協力して進めてきた計画4件のうちのひとつで、特に慰安婦被害者を対象とした施設として準備が進められているもの。ボゴール施設は、ジャンピ中心地から車で片道1時間半ほどの静かな住宅地にある。
- 道中、ピンタリ二理事長より、資金繰りに関する以下のような訴えがあった。この施設の建築は80%まで進み、10月末日には完成予定である。工事進捗50%の時点で60%に相当する費用を政府から受け取ったが、残り費用が支払われないため経済的に逼迫している。同施設も

含め3件分の土地は自分が提供し、建築費は個人で借金した。借金には利息が発生する。建築業者は資材を調達する必要があるため、費用は前払いでなくてはならない。

- 以上のような事情から、社会省が一日も早く同財団に対し残りの建築費を支払ってくれるよう、基金からも口添えしてもらいたいとのことであった。これに対し和田事務局長より、英語で以上の事情を文書にしてもらいたい、それを見た上で社会省側に手紙を出すと述べ、ピンタリニ理事長は了解した。
- ボゴールの施設は内装の仕上がりに入っていた。10人入居可能とのことであるが、いまのところ元慰安婦女性の入居者は1名。その他の施設、チマヒは1名、パルスワンは未確認、ブリタールでは多くの元慰安婦女性が入居する予定である。
- ボゴールの施設は地域のコミュニティセンターとしての機能も持たせたいとの考えを持っており、たとえば近所の子どもたちを集めての空手教室を計画中とのことであった。おばあさんたちは世間から隔離された寂しい生活を送ることが多いので、近所の人たちとの交流を根付かせたいとのことであった。

※ 以上の他、在インドネシア大使館・佐藤悟公使との夕食会、宮川勝利一等書記官との昼食会にて意見交換を行った。

以上

- I 日 時 平成 18 年 10 月 20 日(金) 15:00～17:00
- II 来訪者 水野広祐京都大学東南アジア研究所長、鈴木隆史インドネシア研究者、
高木健一弁護士、村井吉敬上智大学教授
- III 面談者 和田専務理事、間仲事務局員
- IV 面談内容

1 水野教授より、インドネシア南スラウェシ州における支援団体の動きについて以下のように説明があった。

- ① 南スラウェシ州では二世を中心に兵補や「慰安婦」に対する補償要求運動が盛んであり、中央政府とも話し合いを行なっている。
- ② 「慰安婦」個々についての被害状況を資料で示す必要があると知り、7,000 ケースあった南スラウェシの被害状況に関し再度インタビュー等を行い調べ直し、1,696 名に精査した。更に兵補は慰安所の門番にされていたこともあり、彼らに確認すれば場所も特定できる。
- ③ (何か行動を起こすには州政府だけでなく、中央政府も巻き混んでどうかという日本側からの提案に対しては)現在は地方分権が進んでいるため、中央政府を巻き込まなくても地方政府で実施できると答えている。
- ④ 基金に対してもすでに「慰安婦」個人に対する事業の実施を行うよう要望書を届けているはずだ。

2 これに対し、和田専務理事より以下のように返答した。

- ① 当該団体から 5 月に届いた要望書に対しては、「基金はインドネシア政府と MOU を結び高齢者社会福祉支援事業を行なっており、2007 年 3 月には終了することになっている。基金はインドネシア政府との MOU の枠内で事業を行なうものであり、要望に直ちに応えられる立場にない。よってインドネシア政府に要望を提出してほしい。」という内容の返答をしている。(別添)
- ② 今般の出張でもインドネシア社会省スハルノ社会サービス更正総局長秘書より、アフターケア問題での当方の問いかけに対して「『慰安婦』個人に対する補償の要望があるが基金はどのような態度をとるのか。」との発言があった。これに対し、「これまで政権が交代するたび MOU 継続の意思を確認してきた。アフターケアは草の根無償の中で支援を行なっていくので、個人への措置はむずかしいだろう。より力点を「慰安婦」においた施設をつくることはできると希望している。」と返答した。
- ③ このたび就任したシアニバル局長(課長)は陳情に来る被害者には皆会って事情を説明している、と聞き、社会省の雰囲気も変わってきていることがわかる。

3 以上のやりとりから…

高木: 南スラウェシ州及び団体からの要望は基金に届けられ、すでに返答しているということなので、それ以上の返答を引き出すことは無理だろう。世論を喚起するために、インドネシアの「慰安婦」個人に対して基金の事業の実施を求める裁判を起こすしかない。

和田: それについては基金としてはなんともいえない。事業の実施には、認定が重要である。認定は当該国政府及び政府に認定された団体、権威ある民間団体が行ってきた。

感謝の会 (名称は要検討)

理事会 + 運営審議会 (+評議員会)
 評議員会
 記者会見
 感謝の会

2月初めと言うことで会場確保を試みました。

1. ルポール麹町

2月5日(月)

会議 アメディスト
 記者会見 レスカル(地下)
 パーティー サファイヤ (17時まで予約有り)
 (18:00から使用可能) 72人まで可

2. ルポール麹町

2月14日(水)

会議 アメディスト
 記者会見 レスカル(地下)
 パーティー サファイヤ
 ○9卓可能 72人まで

2月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

医療福祉支援事業への拠出金残余の取扱いについて
—経緯の整理—

専務理事 和田 春樹

- (1) 政府は、アジア女性基金を通ずる医療福祉支援事業を拠出するにあたって、その拠出金を保管し、管理する機構として、国連大学学長とアジア女性基金理事長の契約によって国際機関「女性のための平和国民基金事業運営委員会(以後、「事業運営委員会」と呼ぶ)」を設立することをもとめ、そこに資金を拠出した。
- (2) この「事業運営委員会」の管理のもとに、アジア女性基金の予定された医療福祉支援事業に拠出金が使われてきたが、国連大学の事業にも例年2000万円程度の支出がなされてきた。アジア女性基金の解散を前にした本年度において、国連大学への本年度支出を決定したのちに、約9,200万円が残余している。
- (3) 基金はこの残余金を、事業運営委員会設立協定にのべられた文言に沿った形で基金解散以後も、各国地域の被害者に有益な福祉事業に充てることを希望して、その可能性をさぐる努力をしてきた。
- (4) 基金は、プロジェクトチームにおいて検討する中で、残余金の取扱いを定める主体が「事業運営委員会」であるとの論理に立てば、「事業運営委員会」の決定の下に、国連大学の中に残余金を原資とした信託基金を設け、基金解散後も運用を継続することができるはずだという提案をえて、この案を他の案とともに理事会に報告した上で、「『アジア女性基金』事業実施のための日本政府の拠出金の管理及び使用に関するガイドライン」に従って、外務省と協議した。
- (5) 外務省 は、拠出金は予算から支出された公金であり、「事業運営委員会」が定められた事業の他に残余金の使途を決定することは好ましくなく、残余金は国庫へ返納すべきであると主張された。
- (6) そのような表明をえて、基金の側としては、それを受け入れざるを得ないと判断した。しかし、基金が存続する本年度中に、医療福祉支援事業の本年度事業を考えることは可能ではないかと尋ねたところ、本年度内に終わる事業であれば、「不可能ではない」との表明をえた。そこで、再度の折衝をおこない、基金事業の総括に関する事業、被害者の役に立つ自動車の購入寄贈の事業などは本年度事業として可能であろうという回答をえた。
- (7) 前回理事会で以上の経過をご報告し、ご了承をえた。そのさい本年度事業として試みるには、年度内に会計報告まで済ませることが条件であること、内容としては医療福祉支援事業の枠内のものであること、具体的には車両の件などが適切ではないかなどの意見の表明があった。韓国の被害者訪問が予定されているので、そこでの事情調査などにより成案をえたいと答弁した。
- (8) 本年度に新規の追加事業をおこなうためには、被害者の状況把握、継続的に役立つ財の購入など、上記の枠の中で、具体的な計画をかため、外務省との折衝をへて、理事会で決定し、事業運営委員会にはかって、承認を得る必要がある。事業を実施したのちは最終的には明年2月の最終理事会に会計報告を出し、3月末までに「事業運営委員会」に報告し承認をうる必要がある。
- (9)